

公 告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和8年6月23日

福岡県知事 服 部 誠 太 郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八ノ江地区土地改良（農業用排水施設整備） 事業変更計画書の写し	令和8年6月23日から 令和8年7月22日まで	久留米市役所